

# 地域観光消費拡大事業費補助金

福岡県では、県内の周遊促進や更なる誘客、旅行消費額の拡大を図るため、観光庁補助事業の活用を促し、地域や観光関連事業者等の特色を活かした観光素材開発を支援する「福岡県地域観光消費拡大事業費補助金」を実施します。

## 申請期間

国の交付決定日から令和6年8月30日（金）

※午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）

## 補助対象者

- ・ 県内の市町村、DMO、観光協会（北九州市及び福岡市を除く）
- ・ 観光関連事業者や団体（県内に本社又は営業所を置くもの）

補助率、補助金額、補助対象事業

観光庁の「特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」にかかる補助金の交付決定を受け、福岡県内で実施する事業

- ①補助率：観光庁補助事業の自己負担額の1/2
- ②補助上限：500万円

観光庁の「地域観光新発見事業」にかかる補助金の交付決定を受け、福岡県内で実施する事業

- ①補助率：観光庁補助事業の自己負担額の1/2
- ②補助上限：200万円

※主たる事業の実施場所が北九州市及び福岡市であるものや本補助金の趣旨に合致しないものは対象外

## 申請方法

- ①補助金交付申請書
- ②観光庁の交付決定通知書及び事業計画書等
- ③その他必要な書類

詳しい申請方法やその他必要な書類については、県ホームページおよび地域観光消費拡大事業費補助金の交付要綱をご確認ください。

○本補助金に関する県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chiki-kanko-hojo.html>



## <申請フロー図>

